

平成27年5月8日

各 位

会 社 名 萩原電気株式会社
代 表 者 名 取締役社長 岩井三津雄
(東証・名証 第一部・コード番号 7467)
問い合わせ先 取締役副社長 福嶋 洋二
(TEL 052-931-3511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に備えるため、定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を定款第27条に追加するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款第27条の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更のうち、取締役の責任免除につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) <現行どおり></p> <p><u>(8) 古物売買業</u></p> <p><u>(9) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>および<u>監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以 上